2026 年度働き方改革推進事業のご案内

～働き方改革に取り組む企業を支援します～

千葉県経営者協会では、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、特に中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取り組みを行っております。

本年度は、働き方改革に関する各種セミナーの開催のほか、働き方改革全般に関するご相談をお受けする相談会を実施いたします。

当協会ホームページにて順次お申し込みを受け付けてまいりますので、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

また開催日が過ぎましたセミナーに関しましても、ご興味のある内容がございましたら下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

内　容	講　師	日　時 場　所
千葉経協労働法フォーラム ①多様な人材の採用と活用に関する留意点 ②ハラスメントをはじめとした社員の問題言動への実務対応 ③近時の重要労働裁判例解説と実務のポイント	弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士法人リーガルプラス けやき総合法律事務所	10 月 29 日（木） 9:30～17:00 TKP ガーデンシティ千葉
第 2 回労務法制委員会 「労働災害対応の実務と法的留意点」	けやき総合法律事務所 弁護士　柿田　徳宏　氏 弁護士　鳩貝　滋　　氏	6 月 12 日（金） 15:00～17:00 千葉県経営者会館
第 4 回労務法制委員会 「メンタルヘルス不調社員への対応の配慮と法的留意点」	弁護士法人リーガルプラス 法律事務所 弁護士　村田　羊成　氏	11 月 9 日（月） 15:00～17:00 千葉県経営者会館

問合せ先　一般社団法人千葉県経営者協会　馬場
TEL 043-246-1158　　E-Mail babak@chibakeikyo.jp

第２回労務法制委員会

委員長　江口　孝　氏
（京葉瓦斯㈱取締役社長 社長執行役員）

6 月 12 日（金）、第 2 回労務法制委員会が 16 会員 20 名の参加のもと開催された。今回はけやき総合法律事務所　柿田 徳宏弁護士、鳩貝 滋弁護士を講師に招き「労働時間管理の実務と法的留意点」をテーマにセミナーを開催した。



【講師の柿田氏（左）、鳩貝氏（右）】

前半では、櫻井弁護士より、労働時間に関する基礎知識について説明がなされた。労働時間の Q&A や実務対応について、判断が難しいケースが取り上げられた後、40 年ぶりの労働基準法改正に向け、どのような議論がなされているかそれぞれのポイントについて解説があった。

後半では、和田弁護士より、実務対応について説明がなされた。始業・終業確認時の注意事項や近年普及しているテレワーク時における労働時間管理の対応について、解説があった。

講義は締めくくりに「労務トラブルと企業のリスク」として、特に未払い賃金請求が発生した場合のリスクと経営への影響について事例を交え説かれ、改めて労働時間管理を含めた労務管理を確実に行うことや、退職する社員が発生した場合、可能な限り円満退職に務めることがトラブルや紛争回避に繋がる旨が説かれ、委員会は終了した。

次回の労務法制委員会は８月６日（木）「ハラスメント対応・調査の実務と法的留意点」をテーマに開催を予定している。

千葉経協労働法フォーラム

～働き方改革推進に係る連携協定事業～

共催：千葉県社会保険労務士会
（一社）千葉県経営者協会
後援：千葉県労働委員会
千葉労働局

10 月 29 日（木）、千葉県社会保険労務士会、千葉県経営者協会の働き方改革に係る連携協定事業として千葉経協労働法フォーラムが TKP ガーデンシティ千葉にて開催され、各団体から延べ 188 名が参加した。



【当日会場の様子】

○第 1 テーマ

「多様な人材の採用と活用に関する留意点」

講師：弁護士法人リバーシティ法律事務所
和田　はる子　氏、荒川　俊也　氏、
川名 秀太氏

講義は①多様な人材を活用するということ、②多様な人材と多様な雇用形態、③高齢者・障害者・外国人・女性それぞれの法令上の留意点について解説があった。

働き方が多様化するなか、職務・勤務地限定社員の対応方のほか、リモートワーク等、勤務場所を指定しない場合の対応方等について、解説があった。

多様な人材を活用することが目的ではなく、自社の事業成長に繋がる人材を採用することが目的である。従って、統一的に制度設計を進めるのではなく、採用した人材に合わせた臨機応変な対応が重要であると解説がなされた。

○第 2 テーマ

「ハラスメントをはじめとした社員の問題言動への実務対応」

講師：弁護士法人リーガルプラス
宮崎 寛之　氏、今福 康裕　氏

講義は①職場におけるハラスメントの基礎知識と企業の対応義務、②問題行動を行う従業員に対する段階的労務対応と懲戒処分、③ハラスメント以外の問題行動（グレーゾーン）への実務対応について解説があった。

パワハラ、セクハラ、カスハラについて、判例を踏まえた裁判のポイントと初動対応から懲戒処分までの段階的な対応方について、解説があった。

最後に、直ちに懲戒・解雇までに至らないものの、生産性を低下させるグレーゾーンの問題行動、メンタルヘルス不調社員の対応と法的リスク回避の重要性について、解説がなされた。



【3 法律事務所の講師】

○第 3 テーマ

「近時の重要労働裁判例解説と実務のポイントについて」

講師：けやき総合法律事務所
徳吉　完　氏、柿田　徳宏　氏、鳩貝　滋　氏

講義は①懲戒処分をめぐる最高裁判断、②定年後再雇用と待遇格差、③職種限定合意と配転・整理解雇、④近時の重要裁判例について、解説があった。

二審の判断を最高裁が破棄したケースなど、近時の重要労働裁判例のポイントについて、解説がなされた。

また、各ケースにおいて、自社の就業規則、賃金規定、雇用契約書、労働条件通知など、社内規程の再確認が重要であることに加え、各規程の条文がなぜその内容になっているかという理由を理解したうえで、対応を進めることが、労働紛争時には重要であるとの解説がなされた。

○働き方改革無料相談会の開催

当日会場には千葉県社会保険労務士会による「働き方改革無料相談会」ブースが設けられ、多数の参加者から、日常業務に関する相談が寄せられた。

第４回労務法制委員会

委員長　江口　孝　氏
（京葉瓦斯㈱取締役社長 社長執行役員）

11 月 9 日（月）、第 4 回労務法制委員会が 8 会員 16 名の参加により開催された。弁護士法人リーガルプラス法律事務所の村田弁護士を講師に招き「メンタルヘルス不調社員への対応の配慮と法的留意点」をテーマにセミナーを開催した。



【講師の村田氏】

セミナーでは、①メンタル不調者の休職・職場復帰・退職等に関わる法的留意点、②メンタルヘルスに関する最新判例とそれを踏まえた実務対応、③企業における対策のポイントについて、判例を用いながら解説が行われた。

始めに、メンタルヘルス不調が疑われる社員への初動対応から、休職開始及び休職中のケア、復職に向けた対応まで、それぞれの場面に応じた注意点について、詳しく説明があった。

続いて、メンタルヘルスに関する最新判例とそれを踏まえた実務対応について、解説があった。

最後に、企業における対策のポイントとして、健康配慮と休職制度の利用を最優先とし、主治医だけでなく、産業医等の専門医とも連携しながら、迅速かつ慎重に対応することが重要であるとの解説が行われ、委員会は終了した。